

# 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

平成31年3月6日  
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正（案）について意見募集を行いました。

その結果については、以下のとおりです。

## 1. 概要

○意見募集の期間：平成31年1月24日（木）～2月23日（土）

○意見募集の対象：

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

○御意見数：1件（事項数：1）

○意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

## 2. 意見公募の結果

当該規則の改正（案）に対する意見及び意見に対する考え方を別表のとおり取りまとめました。

以上

## 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正(案)に対する御意見とその考え方

No.	御意見等(原文)	考え方
1-1	改正後欄の「施設定期検査が終了した日」と、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第3条の17の規定に基づく施設定期検査合格証を交付した日との、両者の時期に違いはあるのですか？ もし両者が同日を指しているのであれば、改正案の「施設定期検査が終了した日」は、同規則において使用する用語の例によって「施設定期検査合格証を交付した日」と規定するほうがよいと思います。	○ 施設定期検査が終了した日とは、原子力規制委員会名義で施設定期検査合格証の日付として記載された日のことです。 ○ 原案のとおりとします。